

重要事項説明書（通所介護）

1. 事業所の概要

事業所名	国定病院デイサービスじゃんけんぽん		
所在地	〒714-0032 岡山県笠岡市西大島2701-10		
介護保険 事業者番号	3372700512		
管理者・連絡先	難波 亜希	TEL 0865-69-7765	FAX 0865-69-7775
利用定員	30名		
サービス提供地域	笠岡市（諸島を除く）・里庄町・浅口市（旧金光町除く）		

2. 事業所職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職員数	職 務 内 容
管 理 者	1名	管理業務
生活相談員	2名	相談業務
看護職員	3名	健康管理、通所介護に係る看護
介護職員	8名	通所介護に係る介護
機能訓練指導員	3名	通所介護に係る機能訓練

3. 営業時間

月～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時30分

- * 休業日：日曜日、12月30日から1月3日、8月14日（但し日曜日と重なる場合は翌日）
及びその他やむを得ない事由があるとき
上記時間の外、緊急時等利用者またはご家族等から電話等により介護に関する意見を求められた場合には、対応できる体制をとっています。

4. サービス利用料の利用者負担

- （1）別紙「国定病院デイサービスじゃんけんぽん 利用料金表」参照
（2）通常のサービス提供地域をこえる地域に送迎をする必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。
① 通常提供地域を越えて15km～20kmまで 400円（税込）
② 通常提供地域を越えて20km以上 500円（税込）

5. 事業所のサービスの目的、方針等

- （1）要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。
（2）その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
（3）事業所は、居宅介護支援事業者の居宅サービス計画に沿って通所介護計画を立案し、サービスの提供を行います。
（4）事業の実施に当たっては関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切な通所介護の実施に努めます。
（5）事業所の通所介護は、利用者の心身の状態をふまえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、通所介護計画をたて、利用者には十分な説明を行い、計画に沿ったサービスを提供します。
（6）サービス利用に当たって、利用者は次のことを遵守して下さい。
① サービス利用で必要ない物の持参、利用者間での物の交換を禁止します

- ② サービス利用中の許可のない外出を禁止します
- ③ サービス利用中の事業所居室内での喫煙を禁止します
- ④ サービス利用中他の利用者に危害、迷惑をかけないで下さい
- ⑤ 事業所で出された昼食、おやつ等の食物の残りは持ち帰らないで下さい
- ⑥ 利用者は、事業所内設備、備品を持ち帰らないで下さい。

6. 通所介護の内容

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、排泄、移動等の介助を行う。
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な心身の機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ① 日常生活動作に関する訓練
 - ② 体操
 - ③ グループワーク
 - ④ レクリエーション
 - ⑤ 行事的活動
 - ⑥ 趣味活動
- (4) 送迎
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ① 入浴形態
 - * 一般浴槽による入浴
 - * 特殊浴槽による入浴
 - ② 介助の種類（必要に応じて行う）
 - * 衣類着脱
 - * 身体の清拭、洗髪、洗身
 - * その他必要な介助
- (6) 食事
 - ① 準備、後始末の介助
 - ② 食事摂取の介助
 - ③ その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ① 日常生活動作に関するリハビリテーションの相談、助言
 - ② その他必要な相談、助言

7. 苦情処理

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所窓口	電 話 番 号	0 8 6 5 - 6 9 - 7 7 6 5
	F A X 番 号	0 8 6 5 - 6 9 - 7 7 7 5
	相談・苦情担当者	鎌 田 潤 子
	対 応 時 間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

笠岡市長寿支援課	0865-69-2139	Fax 0865-69-2180
里庄町健康福祉課	0865-64-7232	Fax 0865-64-7236
浅口市高齢者支援課	0865-44-7113	Fax 0865-44-7110
岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811	Fax 086-223-9109

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅へ行くなどして事情を聞き、苦情内容の詳細を確認する。
- ② 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- ③ 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示する。
- ④ 担当者は利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。
- ⑤ 担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

(2) 居宅介護支援事業所に対する対応方針等

- ① 管理者は利用者からの苦情に対し、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所と連絡を取り、必要がある場合は、居宅サービス計画の再検討を行っていただく。
- ② 管理者は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行う。

(3) その他の参考事項

- ① 普段から利用者から苦情が出ないような各サービスの提供を心がける。
- ② 通所介護担当者に対する研修を定期的実施する。
- ③ 毎日の朝礼等により、各サービス提供の心構えを確認する。
- ④ ご利用終結後も、5年間はサービス提供記録を保存する。

○苦情解決責任者

管理者 難波 亜希

8. 秘密保持について

(1) 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を守ります。

また、職員でなくなった後においても同様です。

(2) 下記の場合で用いることに関しては、契約時に説明をしたうえで契約書同意の時点で個人情報の利用についても同意とします。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス

介護保険事務

介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、

－入退所等の管理

－会計・経理

－事故等の報告

－当該利用者の介護サービスの向上

他の事業者等への情報提供を伴う事例

当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち、

－当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

－その他の業務委託

－家族等への心身の状況説明

介護保険事務のうち、

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

介護関係事業者の管理運営業務のうち、

－介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

9. 事故発生時の対応

利用者の方がサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、県、利用者の家族の方、利用者に係わる介護支援専門員等に連絡を行うとともに、誠意をもって対応致します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。

10. 緊急時の対応方法

通所介護のサービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じます。

11. 人権擁護・虐待防止について

（１）事業所は、利用者の人権擁護・虐待予防のため次の措置を講じます。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

（２）事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

12. 設置主体の概要

名称・法人種別	医療法人萌生会国定病院
代 表 者 名	理事長 北村 吉宏
所 在 地	岡山県浅口郡里庄町浜中93-141
電 話 番 号	0865-64-3213

13. 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。